宋代政治構造試論

——對と議を手掛りにして——

平田茂樹

一　問題の所在
二　議
三　對
四　小　結

一　問題の所在

秦漢帝國成立より清朝解體まで一貫して專制國家としての形態を保持してきた前近代中國社會は、秦漢以降の重層的官府連合體としての國家機構から宋代以降の中央集權的文官官僚體制への移行という官僚機構の目まぐるしい發展を遂げつつも、國家意志の發議・決定は、システムの變化はあるにせよ、最終的には皇帝一人によってなされるという專制主義的な特質を保ち續けてきた。(1) この國家意志が如何に形成され、實現されたかについては、これまで多くの研究者が取り組み、膨大な研究成果が蓄積されている。その傾向を整理すると、先ず多大な成果を有する文書制度研究が浮び上がってくるが、これらは概して文書手續の解明を主眼とする、いわば官僚制の靜態的側面に關心が集中している。これを一先ず措き、より動態的側面、卽ち政策決定の場である政治空間に目を向けた研究としては、二つの方向を見出すことができる。

第一は、漢代の集議、六朝の博議・詳議、中書・門下・尚書の三省成立以後の唐代における宰相の議（政事堂の議→中書門下の議）といった、政策決定の中核を擔った議を考察した研究、第二は、唐代後半から宰相を媒介とせずに直接皇帝と結び附く形で發展し、延英殿・浴堂殿などで實施された上殿奏事の制度である對についての研究である。このうち、延英殿奏對の制度を研究された松本保宣氏は、この制度の發展に宋代以降の中央集權的文官官僚體制へ連なる先驅的形態を見ることができるとされた。(2)

さて、宋代においても、濮議や熙寧・元祐の科擧・學校の議に代表される政爭に依然として前者の議が機能する一方、後者の對は轉對、召對、入對、引對などの各種の様式で顯著な發達が見られた。宮崎市定氏は、この對の制度の發達に皇帝が直接官僚と結び附くという君主獨裁制のあり方が窺えるとされた。(3) さらにこの對を制度的根據として、臺諫（＝御史臺官・諫官）を中心とした士大夫の活潑な言論活動がなされ、宰執（＝宰相・執政）と相拮抗する勢力を形成し、政爭が展開したことについては拙稿で論じてきた通りである。(4) 從って、この二つの制度を整合的に論じることが、宋代の國家意志決定システムの解明につながると考えられる。しかし、議については、當該制度における補助的な役割を見ることは可能であるが、對と比べ、恒常的かつ主要な役割を演じたとは考え難い。また宋代に見られる各種の議は、漢代から唐代までの議の様式と重なり合うものであり、前代と異なる宋代的特徴を見出すことも難しい。そこで、本稿は、議については制度の概略を述べるにとどめ、對の分析を中心に論を進めることとした。

二　議

實際、『宋史』『長編』『建炎以來繫年要錄』などを繙くと膨大かつ多様な議の史料收集が可能である。その議の規模は對金戰爭下において國政の方針を決めるために百餘名が參加した百官の議から、數名程度で行われる兩制（＝翰林學士・中書舍人）の議、給舍（給事中・中書舍人）の議まで様々なものが見られる。(5) 差し當たって、考察對象として濮議を取り上げ

圖一　濮議の對立の圖式

第一段階　治平二年四月、「詔禮官及待制以上議崇奉濮安懿王典禮以聞。」
六月　兩制・禮官の議
〈宰執ＶＳ兩制・禮官〉
↓百官集議の取り止め

第二段階　六月以降　文書・對を媒介とした宰執・臺諫の爭い

宰執側　ＶＳ
- 歐陽脩
- 韓　琦
- 曾公亮

○王珪（翰林學士兼侍讀學士）
○司馬光（天章閣待制兼侍講、知諫院→龍圖閣直學士、判流內銓）
○呂公著（天章閣待制→判太常寺）
○范鎮（翰林學士兼判太常寺）
呂誨（侍御史知雜事）
趙瞻（侍御史）
呂大防（監察御史裏行）
范純仁（侍御史）
蔡抗（史館修撰同知諫院）
賈黯（給事中權御史中丞）
韓維（知制誥領通進銀臺司門下封駁事）
傅堯俞（起居舍人同知諫院）
趙鼎（侍御史）

○印集議參加者

て見よう。濮議とは英宗の實父の濮王をどう處遇すべきかという典禮上の資格問題を巡って爭われた事件であり、一般的には宰執と臺諫との政爭として紹介されることが多いが、その事件經過を見ると二段階に大別しうる。治平二年（一〇六五）四月「禮官及び待制以上に詔して、濮安懿王の典禮を議せしむ。」との詔が出され、六月には兩制・禮官の議が行われ、先ず宰執と兩制・禮官との間で論爭が展開する。さらに百官の議へと舞臺を移すこととなるが、これは皇帝の命令によって取り止めとなる。いわば、ここまでが第一段階、すなわち、集議の命を受けた兩制（或は待制以上）・禮官と宰執との爭いであった。そして集議の取り止め以降は、論駁の仕事を本務とする臺諫と宰執との間に論戰が展開する第二段階に入る。そこでは文書による上奏、或は對の樣式を取った論爭が繰り廣げられる。さらにこの抗爭に登場した官僚の肩書きを見ると（圖一參照）、四名の集議參加者は兩制或は待制以上という形で論爭に參加しているのであるが、知諫院という職務を帶びていた司馬光や、判太常寺という職務を帶び、後半も論爭に名を出す呂公著に對して、王珪、范鎮は第二段階には名前が現われず、兩制或は待制以上（＝侍從）・禮官の集議から、臺諫の論駁への展開の樣子を窺うこと

ができる。要するに、侍從・禮官といった資格で議に參加した者、及び論駁の仕事を擔う臺諫と、それぞれが本務の權限・義務を背景に相爭った事件が濮議であった。こうした議のあり方は、濮議にとどまるものではない。例えば、慶曆・熙寧・元祐の科擧・學校の議は「近臣に詔して議せしむ。」（『長編』卷一四七）、「兩制・兩省・待制以上・御史・三司・三館に詔して之を議せしむ。」（『文獻通考』卷三一）、「禮部に詔して兩省・學士・待制・御史臺・國子監司業とともに集議聞奏せしむ。」（『宋會要』選擧三―四九）といった詔を受けて議が行われ、制度改革がなされている。また、元豐・元祐年間、禮制改革の一つとして進められた天地合祭・分祭の論爭は、前者が詳定郊祀禮文所の議を軸に改革が進められたのに對し、後者は「侍從官及び六曹長貳・給舍・臺諫・禮官に詔して郊祀の典禮を集議せしむ。」（『長編』卷四七七）との詔を受けて議論が進められている。このように重要案件を審議する段階において議が有效に機能していること、或は侍從・臺諫といった官僚層が審議裝置である議に參加し、政策決定に重要な役割を果たしている様子を看取しうる。(6)

次に、いわゆる集議の基本構造について觸れておこう。實際、議と呼ばれるものは多種多様であり整理しにくいが、ここでは『宋會要』儀制八―九「集議」に見える太常禮院の言に基づき四つのカテゴリーを紹介しておく。第一は「本省を集める」（＝南省官の集議、卽ち尙書省の官による集議）、第二は「學士・兩省・臺諫を集める」（＝南省官に加えて內制・給舍・中丞の類を加えたもの）、第三は「學士・臺省及び諸司四品以上を集める」（＝以上に卿監の類を加えたもの）、第四は「文武百官を集める」（＝以上に諸衞の流を加えたもの）である。これらの內、最も多く事例として表われるのが「學士・兩省・臺諫を集める」議であり、尙書の特定の部局と侍從・臺諫の議、侍從・臺諫の議、侍從の議など、尙書省の官、侍從、臺諫の三つを軸に様々なバリエーションを見出すことができる。これを侍從・臺諫の議と假定し、その內容を檢討するとその大半は禮制問題に關する議であるが、科擧・學校、治水問題、任子の問題、官田の問題、或は、刑法問題、財政問題における集議の事例を見出すこともでき、必要に應じて開かれ、審議の役割を擔った様子が窺える。(7) しかし、國家の命運をかけて非常事態に開かれる集議を除けば、恒常的に開かれ大きな意味をもった議は、謚號などの禮制問題に限られる。換言すれば、

この集議の主たる役割は禮制の審議にあったと言っても過言ではない。更に附言すれば、以上のように臨時の審議裝置として働く侍從・臺諫の議に對して、一定期間、審議機關として機能する官僚機構の設置もしばしば見られた。例えば、先に擧げた神宗時代の詳定禮文所、或は元豐官制改革の中心を擔った詳定官制所、役法問題を集中討議した哲宗時代の詳定役法、禮制問題を廣く討議するとともに、『政和五禮新義』などの禮書を編纂した徽宗時代の議禮局などであり、時期によってはこうした正規の官僚機構の外側に審議機關を設け、政策の立案を積極的に行うこともあった。とりわけ、新法政策を積極的に進めた神宗時代は制置三司條例司、中書條例司の例を引くまでもなくその傾向は顯著であり、ここにも侍從・臺諫の議が審議裝置として恒常性を有するものでなかったことが窺えよう。

しかし、その一方、こうした議の對極に、政策立案過程において恒常的に行われ、國家意志決定に大きな意味を持つ宰執の議、尙書の議[8]といった議が存在した。しかし、こうした議は、史料に埋沒して明確に表われないのが通例であり、政策立案・審議過程における兩者の議の機能を總合的に評價することは極めて難しい。寧ろ、本稿は、政策立案・審議・施行を擔う三省の外側に位置し、審議裝置としての議にしばしば登場する侍從・臺諫の存在に着目してみたい。ここに、權力を巧みに分散させるという宋代の政治構造の特質を考える鍵があると思われるからである。

以下、次章では、前稿までに十分檢討が行えなかった對の全體像、卽ち轉對・引對・召對・入對等の各種の對の役割・機能、或は對の權限の官職による差異及び議の機能を通して浮き彫りになってきた宰執・侍從・臺諫といった官僚層の政治的位置附けについて考察を進める。

三　對

對、卽ち上殿奏事のイメージを喚起するために、次のエピソードを紹介しておく。

（熙寧五年）八月二十六日。垂拱殿の百官起居が終り、兩府が奏事を行うため、侍立していた。そこに突然知諫院の

唐坰が請對を願い出た。神宗は閤門使を遣わし、他日請對するように諭した。更に後殿で行うよう命じたが、何れも承服しなかった。そこでやむなく唐坰を召し陞殿させると、坰は玉座の前に進み、徐ろに懐から箚子を取り出し、讀み上げようとした。神宗は箚子を留めて退くよう命じたが、唐坰は面前で意見を開陳することを主張し、箚子を廣げた。更に王安石に目をやり、御前近くまで來て箚子の内容を聞くように言った。唐坰の恫喝を受け、しぶしぶ進むと、六十餘條に及ぶ王安石に對する批判文を大聲で讀み上げた。一事を讀み終るたびに、王安石を指差し、自分の發言の虚實を王安石に宣諭してくれと神宗に請願した。神宗はしばしば押し止めなければならなかった。唐坰は讀み終わると、玉座を指差し、自分の意見を聞き入れなければ、長く玉座に留まって居られないと言い、殿上より降り、再拜して出ていった。

（『長編』卷一二三七・八月癸卯の條所引注『林希野史』）

ここには唐坰と神宗、及び宰相王安石との間の緊迫した對の様子が窺えよう。また、知諫院余靖が盛暑の時、仁宗に對して自己の意見を極言したところ、仁宗は入内し、「汗臭いやつが、唾をわしの面前に吹き掛けおった。」と語ったエピソード（『長編』卷一五〇）や、或は「今後臣僚の奏事の際には、近侍の者を故事のように遠ざけていただきたい。」との同知諫院呂誨の上言が裁可されていること（『宋會要』儀制六―一四）から知られるように、對とは皇帝と極めて身近な場所で、宦官など近侍のものを遠ざけ祕密裏に行われるものであった。また、建炎二年（一一二八）の記錄ではあるが、王賓は御史中丞兼侍讀として、十日間に九對し、或る日の場合、早朝は中丞の職事により、午間は經筵官として留身し、二度對を行った（『建炎以來繫年要錄』卷一三所引の朱勝非『秀水閒居錄』）とあるように、特定の官職を帶びる者にとっては頻繁に皇帝と接觸できる機會を提供するものであった。こうした皇帝と密接なる場を構成する對のイメージが浮び上がってくる一方、違法とされた第一の事例から知られるように請對、つまり對を請うためには一定の手續が必要であった。以下、その手續について詳しく論じることとするが、その作業を進める前提として、當時の文書の流れなど、政治システムの基本的裝置を概觀しておく。

圖二　元豐官制改革以後の文書の流れ

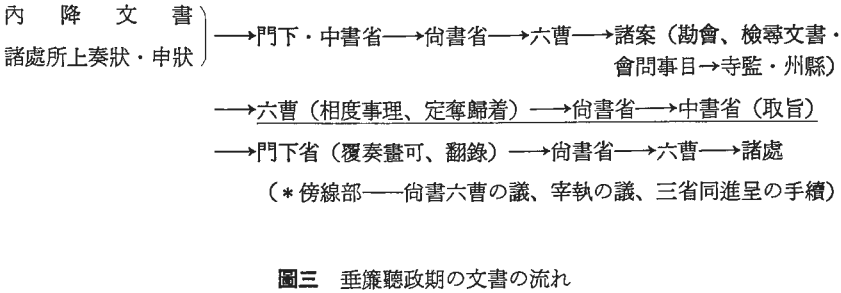

圖三　垂簾聽政期の文書の流れ

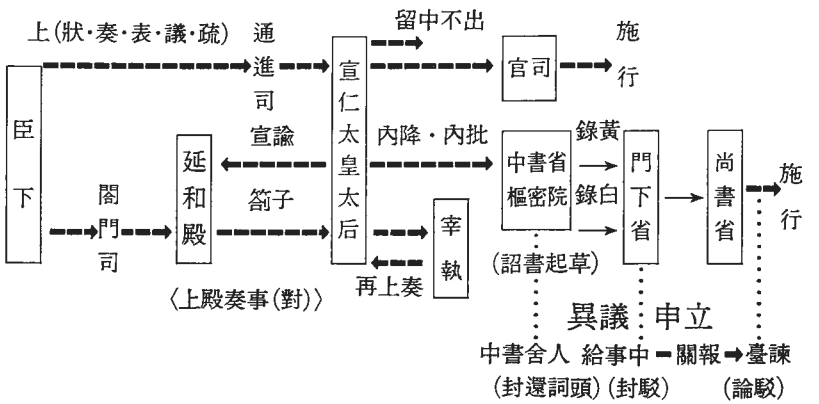

圖二は、司馬光の遺稿として殘され、その原稿は元祐初めに出されたとされる彼の奏議をもとに纏めたものである。皇帝からの內降文書、或は諸處からの奏狀・申狀が門下・中書省に屆けられると、尚書省に送られ、尚書省から六曹、六曹から諸案に送られ、ここで內容の檢討が行われ、その際、近くは寺監、遠くは州縣まで問合せが行われる。これが濟むと、再び六曹に送られ、一定の判斷が下され、その結果が尚書省に送られ、尚書省から中書省に送られ、中書省は皇帝から聖旨を取り、門下省に送って審査を行い、そして翻錄した上で尚書省に送り、尚書省から六曹に、六曹から符と言う形で諸處に文書が送られるというものである。この文書の流れにおいて、とりわけ傍線部であるが、尚書六曹の議、宰執の議といった議が想定されること、及び中書取旨と言っても、元豐末・元祐初めの呂公著・司馬光の上言を受け、三省が文書を一緒に進呈した上で聖旨を取るように改正されたことは注意すべきである。(9) これは元豐

時代の三省鼎立によって中書と門下に分かれ、そのため門下侍郎である首相ではなく、中書を握った宰相の權力が強くなったことを顧み、行政府の意志の統一（都堂での審議→三省合班奏事→取旨→施行）と業務の分割（三省分省治事）の原則を確立したことによるものである。(10) また、こうした三省間の直線的な文書の流れに加え、圖三に示したように、中書舍人、給事中、臺諫による「封還詞頭」「封駁」「論駁」による異議申立がなされ、政策の修正が隨時行われた。

次に國家意志決定の中心に位置する皇帝が如何なる情報のネットワークを持ち得たかについて、呂中『宋中興大事記』卷一「復轉對故事」の記事を手掛りに見てみよう。

> 國朝、宰輔の宣召、侍臣の論思、經筵の留身、翰苑の夜對、二史の直前、群臣の召歸、百官の輪對、監司・帥守の見辭、小臣の特引、三館の封章、臣民の扣甌、太學生の伏闕、外臣の驛に附し、京局の馬遞鋪を發するまで、蓋し一人として言うべからざるもの無し。是の意、紹聖以後に間斷するといえども、盡く中興の日に復せり。

ここには、臺諫、走馬承受といった天子の耳目たる一部の重要官職は見えないものの、ほぼ網羅的に列擧されている。ちなみに宰輔の宣召から小臣の特引までは何れも對の様式の一つであり、對が皇帝の耳目の裝置として重要な役割を果たしていたことが知れる。

さて、官僚が皇帝に意見を上申する方法には圖三に示しておいたように、通進司を介して屆けられる狀、奏、表、議、疏と言った文體による上奏と、閤門司を介して行われる、箚子による上殿奏事の二つに大別することができる。このことを文集によって確認すると、大半は明確な區別をしないため識別は難しいが、例えば、

『河南先生文集』――卷一八表疏、卷一九箚子、卷二〇～二二奏狀、卷二三奏議、第二四・五申狀）
『臨川先生文集』――卷三九書疏、卷四〇奏狀、卷四一～四四箚子
『元豐類稿』――卷二七～二八表、卷二九疏、卷二九～三二箚子、卷三三～三五奏狀

など、箚子とその他を明確に區別しているものも見受けられる。なお箚子は歐陽脩『歸田錄』卷二によれば、

唐人奏事するに、表にあらず狀にあらざるもの、これを牓子といい、亦たこれを錄子という。今これを箚子という。

およそ群臣百司の上殿奏事、兩制以上の非時に奏陳するところ有れば、皆箚子を用う。中書・樞密院、事の宣敕を降さざるもの有れば、亦た箚子を用う。兩府と自ら相い往來するに亦た然り。百司の中書に申するが若きは、皆狀を用う。

とあり、群臣・百司が上殿奏事する際、及び兩制以上が非時に上奏を行う場合にこの書式を用いるとされる。また、このほかに中書・樞密院が宣敕を降さない際に出す文書、及び兩府間の往來に用いる文書樣式に箚子が用いられていることが確認される。さらに、

又これを殿箚という。蓋し上殿奏對の入るる所の文字なり。およそ知州以上の見・辭、皆此を用う。

（『朝野類要』巻四「奏箚」）

諸そ臣僚の上殿或は前宰相・執政官及び外官の軍機の密速なるを奏するに、箚子を用いるを聽す。

（『慶元條法事類』巻一六文書令）

とあり、前宰相・執政の上奏、外任官の緊急の軍機上の上奏に箚子が用いられることが記されているが、やはり中心は上殿奏事の際に用いられる文書樣式である。なお、文集によってはその使用場所を明記しているものも見られる。例えば、『朱文公文集』巻一三・一四には、「癸未垂拱奏箚三」「辛丑延和奏箚七」「戊申延和奏箚五」「甲寅行宮便殿奏箚五」「經筵留身箚子」とあり、正殿である垂拱殿、便殿である延和殿などでの上殿奏事の樣子が窺える。この箚子が通常の奏狀と比べ、簡便・速達性を重視したことは敍上の史料の「非時」「軍機密速」といった表現よりも知られるが、その性格は眞宗咸平四年五月二九日の詔の一節「今後或は時政の得失、人民の疾苦、刑獄の寃濫、軍馬の未便の、事機密に涉るもの有れば、卽ちに上殿するを許す。尋常の細務は並びに閤門に狀を進めよ。上殿箚子は、卽ち事由を徑述するを許し、過ぎて文飾を爲すを必せざれ。」（『宋會要』帝系九「詔群臣言事」）に端的に表われている。また、

その箚子を用いるものは、前に官を具さず、右を用いず、年を用いず、狀奏を改めて箚子と爲すに、事末に進止を取

れと云う。（在京の官司、例として箚子を用いて奏事するものは、前に司名を具す。）（『慶元條法事類』巻一六文書式「奏狀」）

とあるように、奏狀の書式では記されるところの官・右云々・年月といった事項が省略できた。さらにその上殿箚子の手續は、

①（大中祥符二年）六月十六日。詔す、群臣の上殿箚子、今より二本をつくりて内に進め、行なうべき者は、一は中に留め、一は有司に付す、否らざる者は俱に留めて報ぜざれ。

②景祐元年閏六月十三日。閤門に詔す、凡そ上殿の臣僚は、各の鄉貫・年幾・出身・歴任過犯・轉官・章服年月の文狀一本を具し、前一日に進入せよ。

③（慶曆）四年九月十二日。三司戸部判官殿中侍御史趙祐言うならく、近ごろ上殿奏事を乞い、旨を得たり。尋いで閤門に牒したるに、申狀を須索され、仍お出身文狀兩本を要められたり。引對に至るころおい、已に七日を經たり。竊かに緣るに、臺諫の官、俱に言事を職とす。臺官は則ち具奏して旨を候ち、諫官は則ち直ちに閤門に牒すれば、事體殊なる有り。欲すらくは諫官の例に依りて、直ちに閤門に牒するを許されんことを。詔して、家狀を供するを免ず。（以上『宋會要』儀制六「群臣奏事」）

④應ゆる奏請、事の上殿に非らざれば、年月の旁に於いて某省或は樞密院に降付されんことを乞うと貼せよ。（『慶元條法事類』巻一六、文書式「奏狀」）

⑤（元祐元年二月）詔す、臣僚の上殿箚子、簾前に進呈し訖らば、並びに實封し、通進司に投進し、卽ち直ちに三省・樞密院に批降するを請うを得ざれ。（『長編』巻三六五）

⑥（元豐五年七月）詔す、今より臣僚の上殿箚子は、並びに進呈して旨を取れ。是より先き、三省・樞密院或いは以て進呈せずして、直ちに之を寢む。故に是の詔有り。（『長編』巻三二八）

と見える。すなわち、①～③に見える通り、先ず上殿奏事の許しを請い、朝旨を得ると、閤門司に牒文を送る。その際、

圖四　開封宮城圖（元刊本『事林廣記』）

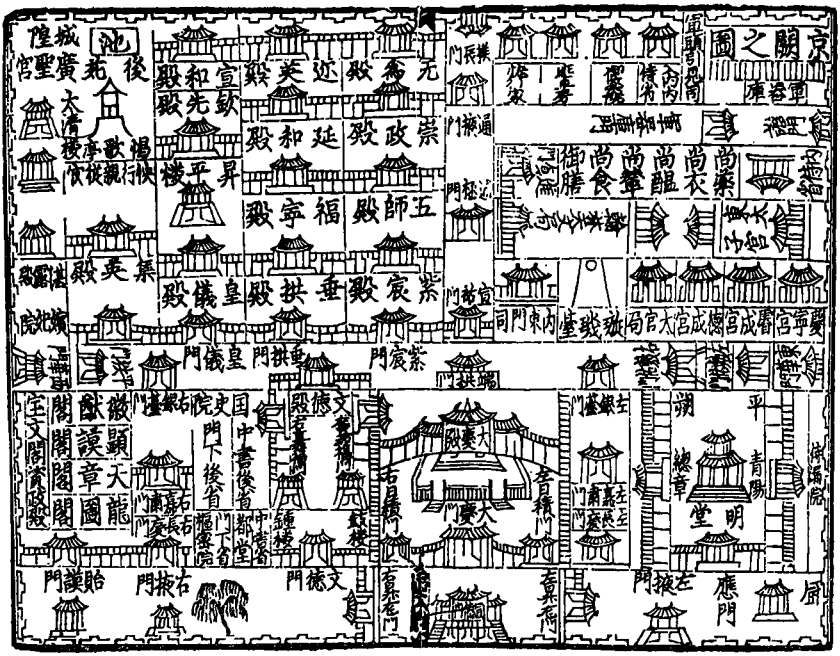

＊東華門と西華門を結ぶ道路で内外が分かれる。

「郷貫・年幾・出身・歴任過犯・轉官・章服年月」を記した家状二本を提出しなければならない。そのうちの一本は上殿奏事の前日に内廷に届けられる。當日、上殿奏事を行い、皇帝に意見を申し上げるとともに、箚子二本を納める。意見が妥當と判断されると、一本は内廷に留め、一本は有司に送り審議させる。不當と判断されると、そのまま内廷に留められたままとされる。さらに④⑤の史料に見られるように、一般の奏状がどこそこに降付していただきたいと書き記すのに對して、上殿箚子には記されなかったし、またそのことは許されず、一旦通進司に送られた上、當該部署に送られる手續が取られた。具體的には史料⑥のように、三省・樞密院が上殿箚子をもう一度皇帝に進呈し、そこで裁可を受けたのである。(11)

こうした文書手續を前提とした對は、皇帝と官僚との接觸の機會であり、一年を通じて行われる視朝・起居といった場に展開された。この機會は、二

日に一度視朝が實施された時の記錄によれば、祝日・休日を差し引いて年間百餘日足らずと指摘されている（『長編』卷一一五）。さて、重立ったものを擧げれば、正月元日・五月一日・冬至に大慶殿で行われる大朝會（このうち五月一日は熙寧二年に廢止）、毎日行われる垂拱殿での視朝、文德殿での常朝起居（但し、皇帝が御出ましになられないと常朝起居は中止）、五日に一度垂拱殿乃至紫宸殿で行われる內殿起居、さらに朔望に行われる文德殿での視朝（熙寧三年文德殿入閤の儀の廢止に伴い制定され、六年に朔日は文德殿で、望日は紫宸殿で行うよう改定）、旬假等の假日に崇政殿で行われる視朝といったものがある。ちなみに、元豐官制改革時には、皇帝の御出ましが殆ど無くなり、また列席者も少なくなり事實上機能しなくなっていた文德殿での常朝起居・橫行參假が滿中行の提言によって廢止され、それに伴い、侍從官以上で毎日垂拱殿に朝する常參官、百司朝官以上で五日毎に一度紫宸殿に朝する六參官、朔望に文德殿・紫宸殿に朝する朔參官・望參官といった官僚のカテゴリーが形成されていた。(12)

一方、對を受ける側の皇帝の日常の行動樣式については不明な部分が多く、僅かに史料A李攸『宋朝事實』卷三「聖學」が知られるのみである。しかし、この史料は二次的史料であり、この元となった史料B『長編』卷四三、及び關連史料C『宋會要』儀制一―一「垂拱殿視朝」、更に史料I～Vを併記し、檢討を進める。

A①眞宗卽位してより、毎旦前殿に御す。中書・樞密院・三司・開封府・審刑院及び請對官、以次奏事す。②辰後、宮に入りて食を尙し、③少時して後殿に出坐して武事を閱し、日中に至りて罷む。④夜は則ち侍讀侍講學士に傳して政事を詢問す。或は夜分に至りて宮に還る。其の後以て常と爲す。

B（咸平元年十月）己酉。崇政殿に視事し、午に至りて罷む。ⓐ上卽位してより、毎旦前殿に御す。中書・樞密院・三司・開封府・審刑院及び請對官、以次奏事す。ⓑ辰後に至りて、宮に還りて食を進む。ⓒ少時して、復た後殿に出御して諸司の事を視、或は軍士の武藝を校試するを閱し、日中にして罷む。ⓓ夜は則ち儒臣を召し得失を詢問し、或は夜分に至りて宮に還る。其の後率ね以て常と爲す。

C國朝の制、垂拱殿にて朝を受く。先に宰臣升殿して奏事し、次は樞密使、次は三司、次は開封府、次は審刑院、次は群臣以次升殿す。（大兩省以上の務を京師に領するもの、若し公事有らば、時に請對するを許す。自餘使を授けられ事功を出入する者、面のあたりに奏事するを欲せば、先ず進止を聽く。）既に退きて食を進み訖らば、服を易え崇政殿或は延和殿に御す。（中略）諸司公事絶え、內侍、門外公事無きと奏せば、皇帝座を降る。或は延和殿に再座し、復た內臣・近職・諸路走馬承受の奏すること、或は館閣進む所の新たに修寫せる書籍・倉庫・衣料・器物の式を閲すること有り。之を後殿再座という。假日の如きは、則ち早に崇政殿に御し、前殿公事を閲し、既に畢われば、座を移して臨軒し、後殿公事を閲す。

Ⅰ（大中祥符三年二月）十六日。閤門言うならく、崇德殿に群臣の見・謝・辭及び升殿奏事するに、僅かに其れ午に亭る。欲し望むらくは今より朔望は三司・開封府・審刑院を除くの外、自餘奏事の官急切有るに非ざれば、並びに次日に升殿せしめんことを。之に從う。

Ⅱ（嘉祐）三年十二月十四日。閤門言うならく、近例、上殿の班、三司・開封府・臺諫官辰牌に進むに遇うも隔せざるを除くの外、其の餘は並びに次日に上殿せしむ。或は更に三司・開封府幷びに官高き者有らば、臣僚亦た辰牌に於いて隔下せしむ。臣僚後引するは、理において未だ便ならず。欲し乞うらくは今後未だ辰牌に進まざれば舊例に依りて引するの外、其の辰牌に隔下せられし者、如し三次旨を得るに至り、特に上らしむを許されし者、卽ち自來隔せざるの班の後に引せしめんことを。之に從う。

Ⅲ（元符）二年六月十七日。翰林學士承旨蔡京等言うならく、臣等職事に緣りて請對するごとに、待次或は旬日を踰ゆ。急速の文字有るに遇わば、深く事を失するを恐る。乞うらくは今後翰林學士は六曹・開封府の例に依り先次挑班上殿するを許し、仍お班を隔せざらんことを。之に從う。

Ⅳ（紹興）二十九年五月四日。詔す、今後六參の日、上殿の班數已に定まりたるに、臺諫官の對を乞うに遇わば、面對官を隔下し、次日に引せしめよ。

（以上『宋會要』儀制六「群臣奏事上」）

Ⅴ輪對、侍從より以下、五日ごとに一員を輪して上殿す、之を輪して面對に當たると謂い、則ち必ず時政或は利便の箚子を入る。臺諫の若きは則ち之を本職公事有ると謂う。三衙大帥の若きは之を杖子執りて奏事すると謂う。

（『朝野類要』巻一）

この史料A・Bは眞宗時代を對象に取り上げたもので、全ての皇帝に當てはまるものではないが、概觀はつかむことができる。皇帝は史料①ⓐのように、朝早く前殿に御出ましになると、中書・樞密院・三司・開封府・審刑院及び請對官が順次上奏を行う。ちなみにこの當時の前殿は長春殿であり、後に垂拱殿と改名される。これを史料C及び史料Ⅰ～Ⅴによって確認すると、中書・樞密院は政治の中樞であるから當然のこととして、三司、開封府、尙書六曹・臺諫、審刑院など何れも政治上重要な官司が、優先的に上殿奏事の權限を有していたことが確認される。例えば、史料Ⅰでは三司・開封府・審刑院が、Ⅱでは三司・開封府・臺諫官が、Ⅲでは尙書六曹・開封府の例にならい翰林學士が、Ⅳでは臺諫が他の官僚と比べて「先次に班を挑して上殿する」權限、或は辰の刻（午前七時～九時頃）になっても「隔下」されない權限を有していた。彼らがこうした權限を有し得たのは、史料Ⅴの臺諫の上殿奏事が「本職の公事有り」と呼ばれていたように職務權限に基くものであった。なお早朝の上殿奏事は辰の刻を一つの目處としていたことは史料Ⅱによっても再確認される。そして②ⓑ辰後（午前九時頃）になると、一旦內廷に引っ込んで食事を取り、③ⓒ再び後殿に御出ましになり、政務を取られ、時には閱兵を行うこともあった。ここに見える後殿とは、前揭史料Cによれば崇政殿、或は承明殿（明道二年に延和殿と改名）のことである。さて、その時刻の規定であるが、

（至和）二年二月二十三日。閤門使李惟賢言うならく、禮賓副使郭逵上殿奏事するに、巳刻に至るに尙お未だ退かず。請うらくは今より上殿臣僚、春分前は辰正を過ぐるを得る毋く、春分後は辰初を過ぐるを得る毋かれ。敷陳未だ盡くさざれば、實封して進內せしめ、或は面對を須むれば、後殿に再び引せしめよ。違う者は、閤門揖下せよ。近臣・臺諫は卽ち問わざらんことを。之に從う。

（治平）三年二月十五日。閤門使章希一言うならく、乞うらくは今より上殿の人、巳四刻に至らば、則ち次日に上殿せしめられんことを。之に従う。

（熙寧元年）二月九日。閤門言うならく、舊制、中書・樞密院奏するのほか、更に三班を引して上殿せしむ。假日は兩班たり。もし後殿に隔過せしめられ、更に巳正と報ずるに遇わば、卽ちに旨を取り、次日に方めて引せしむ。伏して緣るに、再び後殿に御し、雜公事を引し畢らば、巳に是れ巳時なるに、方めて再び上殿の臣僚を引すれば、僅かに午刻に及ぶ。經筵を開くに遇わば、卽ち須らず申末に至りて、久しく聖躬を勞するは、便に非ず。欲し乞うらくは今後經筵の日に遇わば、上殿の班、中書・樞密院を除くの外、權りに只一班を引せしめよ。もし急速のこと及び言事官の對を乞うこと有れば、卽ちに旨を取れ。經筵の罷むるを候ちて舊に仍らしめんことを。之に従う。

（以上『宋會要』儀制六「群臣奏事」）

と見えるように、前殿の上殿奏事は辰の刻（春分前は辰初―午前七時、春分後は辰正―午前八時）を目處とし、一旦內廷に引っ込み食事を取り、後殿に御出ましになり巳正・巳四刻（午前十時頃）を目處に上殿奏事を受け、お晝頃まで政務を執る。隻日に行われる經筵の日（開講――二月～端午、及び八月～冬至の間）には、邇英閣にて未の刻、申の刻（午後一時～午後五時頃）まで講義を受けるというものである。經筵以外には、④ⓓ當直の翰林侍讀學士・翰林侍講學士を召し、夜に政務を問う「翰苑夜直」も行われた。これは太宗朝頃から始まり、翰林侍讀・侍講學士が設置された眞宗朝頃定制化されたものである。[13] このほか、崇政殿・延和殿では閲兵や毎年一度行われる皇帝による虜囚の親決なども行われた。[14]

次に、各種の對を紹介してみよう。

轉對（次對、輪對とも稱され、また南宋期には面對として史料に頻出する）は、通例、五日に一度の內殿起居の際、中央高官一～二員を選んで上殿奏事をさせるものであるが、例外的に南宋第一代高宗朝には視朝の日に毎回實施されている。この時

期を除けばその實施は斷續的である。確認できる範圍では、建隆三年（九六二）二月の詔を皮切に、同年八月、四年四月、八月、乾德四年（九六六）四月實施、その後中斷して淳化二年（九九一）一一月復活、また中斷し、咸平三年（一〇〇〇）一一月實施、景德三年（一〇〇六）四月復活、また中斷し天聖七年（一〇二九）三月復活、翌八年九月中止、皇祐五年（一〇五三）五月實施、治平四年（一〇六七）一一月實施、熙寧四年（一〇七一）八月中止など、實施・中止が繰り返されている。[15] これは臣下より廣く意見を聞くという皇帝の姿勢を見せることを趣旨として實施される傾向が強く、このことは例えば、同時に轉對に預からない內外の官よりも封章の提出を求めた事からも窺える。[16] 從ってその中止理由も、天聖八年を例に取ると、政事批判が多いことを大臣が嫌った、一通り百官の意見を聞いたなどが理由となっている。[17] また轉對に當たる官自體が敬遠したり、無益の空言や行い難い高論を述べるものが多いなど、官僚の意見上申の手段として十分機能し難い側面も有していた。[18]

召對は、翰林學士李廸を龍圖閣に召對して詔書の起草を命じたり（『長編』卷八八）、宰相王旦を召し、崇政殿に對すること數刻に及んだ（『長編』卷九〇）などの事例が示すように、皇帝側が「召す」という行爲を通じて働きかける對を總稱したものである。從って、その行爲は通常の對一般に見えるほか、學識有る人物・功績ある武官などを召す場合、或は推擧を受けた人物を召す場合などの事例も數多く見られ、皇帝が任意に人材を登用したり、廣く意見を聞くことを主眼として行われるものであった。[19]

引對は、官司が引導して行なう對である。本來、朝見は、閤門司主導による引見、上殿の二つに分かれるものであり（『朱子語類』卷一二八、第三・四條）、引對もこの二つの行爲を前提にしたものと考えられる。顯著なものとしては、例えば「近制、京朝官の中外の職事に任じ、代を受けるもの、考課引對し、多く敍遷を獲たり。」（『長編』卷五二）、「詔す、審官・三班の引對せる京朝官・使臣は三人を過ぐるを得ざれ。京朝官の差遣は五人を過ぐるを得ざれ。使臣の差遣及び吏部銓選人は各十人を過ぐるを得ざれ。」（『長編』卷六六）、「中書言うならく、文武臣僚の年終に擧し到れる幕職・州縣官、

今欲すらくは、五人以上同罪保舉せるものは、替日に吏部流内銓をして磨勘引對せしむるを定めんと。之に從う。」（『長編』巻八二）、「上、便殿に御し、軍校を引對し、これを第遷す。凡て三日にして畢わる。」（『長編』巻八三）といった事例から知れるように、審官院・三班院が行なう京朝官・使臣の外任代還の際の考課引對、吏部流内銓の行う選人磨勘改官の際の引對、軍頭司の行う軍校引見などの人事關係の官司による事例が見られる。その他に官位の低いものを特別に對する「小官特引」も行われている。(20)

入見・入謝・入辭は、内朝の御殿で實施されるものであり、新授の官の挨拶、加恩に對する御禮、外任に出る際の挨拶などの際に行われた。例えば、大中祥符八年六月、「新授杭州觀察推官朱昌符等四百六十人入謝す。」（『長編』巻八四）に見える「入謝」の入という言葉が示すように、當然ながらそれに對するものとして、正衙殿で行われる正謝、衙辭などの儀禮があったが、官僚にとっては前者が重要であった。このことは、便殿で行われる中謝・辭見の後、正衙殿での衙辭・謝に赴かない官僚が多いことを批判した張洎の批判（『長編』巻三二）から窺えよう。やはり、入謝・辭・見の際に行われる單なる儀禮に留まらない皇帝との對、「入對」がその際に行われ、官僚たちが自己の意見を開陳したり、恩寵を求める機會となったのである。(21)

その他の對として、經筵留身がある。これは經筵官が進講後、留まって行う對であり、その様子は例えば宋本『增廣司馬溫公全集』巻一手錄に採錄されている「邇英留對錄」から知ることができる。それによれば、司馬光が『資治通鑑』賈山上疏を神宗に講じた後、留められて政治について議論を行っており、その中に呂公著・王安石・呂惠卿に對する人物評、三司條例司に對する批判などが展開されている。また、このほか、さきに紹介した翰林學士の對である「翰苑夜對」といったものも擧げることができる。以上が通常の奏對の制度であるが、これ以外に特別に行われるものとして「開天章閣」の對が擧げられる。例えば慶曆の政治改革は、天章閣を開き范仲淹等に政治を下問したことより著名な十の政治改革案が提出されたのであり、元豐官制改革實施にあたっても、最終的な段階であるが、やはり天章閣を開き輔臣を招いて中書の

原案を検討させている（『長編』巻一四三・慶曆三年九月丁卯、巻三一九・元豐四年一一月丁酉の條）。また、ほぼ同様な場所に位置する資政殿の對の記事も見られるが、或は同様な機能を持つものであるかもしれない。(22)

次に上殿の班數を見てゆくこととする。

①（元祐元年二月壬戌）。詔す、上殿の班、閏二月より垂簾日に遇わば、一班を引す。應ゆる上殿及び特旨もて上殿せしむる者、閤門は前一日、入内内侍省に關せよ。尚書六曹、御史中丞は侍御史或は殿中監察御史一員とともに、開封知府は屬官一員を輪し、諫議大夫は司諫或は正言一員と同に對せよ。（『長編』巻三六五）

②康定元年五月一日。詔す、前殿の奏事、今より五班を過ぐるを得ざれ。餘班は後殿に對するを聽す。仍お御厨をして食を給せしむ。

③六月三日。詔す、今より假日は崇政殿に御すること、亦た前殿の如くし、五班を過ぐるを得る毋かれ。辰漏、入内して食を進め、再坐を俟ちて復た對せしむ。（以上『宋會要』儀制一一八）

④（天聖）三年二月二十三日。詔す、今より垂簾の日、上殿奏事、中書・樞密院を并せて、五班を過ぐるを得ざれ。既にして又詔して班次を定めざらしむ。

⑤（熙寧元年）二月九日。閤門言うならく、舊制、中書・樞密院奏するのほか、更に三班を引して上殿せしむ。假日は兩班たり。もし後殿に隔過せしめられ、更に已正と報ずるに遇わば、即ちに旨を取り、次日に方めて引せしむ。（以上『宋會要』儀制六「群臣奏事」）

一般に上殿の班は官廳の長官と部下という組み合わせを基本として行われた。これは史料①に見えるように、尚書六曹、御史中丞は侍御史或は殿中侍御史・監察御史一員と、知開封府は屬官と、諫議大夫は司諫・正言一員と共同上奏することが定められている。なお、尚書六曹についても、尚書・侍郎の奏事の際、郎中・員外郎が附き從って上殿することとなっ

ている（『長編』巻三二七・元豐五年六月己巳の條）。さらに上殿奏事の班數は史料②③④⑤に見えるように、通常五班とされた。これは中書・樞密院の班數を加えたものであるから、その他の數は二～三班となる。勿論、皇帝が病氣の時や、垂簾聽政など皇太后が政治を代行する時などは班の數は限定されたし（史料①には、中書門下・樞密院のほか一班という數字が見える）、また緊急を要する上奏はこの五班以外にも認められ、必要が有れば正殿から退いた便殿で上殿奏事が行われた。例外的に、天聖七年（一〇二九）五月に十九班、熙寧七年（一〇七四）一二月に十五班という數字が見られるが、前者は章獻明肅劉皇太后の垂簾聽政期であり、皇太后との對が五日に一度行われるだけであったこと、後者は大禮の暇日のため滯っていた召對者二十四人を臘假の日に關わらず實施したという事實（『長編』巻一〇八、二五八）から鑑みて、同樣に取り扱うべきではない。

さて、ここで明らかになった上殿五班という數字を分析してみよう。『長編』巻一五四、慶曆五年二月乙巳の條には、右正言錢明逸が「中書・樞密院を除く三班の內譯は、毎日公事の報告を行う三司・開封府の二班が先ず數えられ、それ以外に審刑院或は大兩省の上殿奏事があると、その他の上殿奏事の官は次の機會に回されてしまう。諫官は諫爭の職にあり、その言は朝廷の得失・賞罰と關わり、緊急性があるので三班以外に上殿奏事を認めていただきたい。」と述べ、その提言は裁可されている。また前掲史料Cによれば上殿奏事は中書門下・樞密院・三司・開封府・審刑院・群臣の順であり、群臣には大兩省以上で務めを京師に領し、公事有るものは時に請對を許すとの但し書きが附けられていた。そして、元豐官制改革後は三司が廢止されたため、三省・樞密院・尚書六曹・開封府の順になる。要するに上殿班の主要構成員としては中書門下（三省）・樞密院・三司（尚書六曹）・開封府が擧げられ、それに隨時に臺諫・大兩省の官が加わるのが通常形態であったと言うことができる。なお、元豐官制改革後の一時期は三省分班奏事、南宋初めの金との戰爭下においては、三省・樞密院同班奏事の變則的形態が取られたことを附け加えておく。(23)

次に、先の史料に表われた大兩省以上という概念について考察してみよう。この大兩省以上について、梅原郁氏は、寄

祿官の給諫以上というカテゴリーであり、「侍從」という範疇と重なってくるものであるとされる。また、侍從は「中書門下兩省、正言より以上、皆天子の侍從の官。」（『長編』卷六〇）と言われたり、館職の待制以上を侍從とするなど多種多様な解釋があるが、ここでは『朝野類要』卷二「侍從とは、翰林學士・給事中・六尚書侍郎是なり。又中書舍人・左右史次を以てすればこれを小侍從と謂う。また在外諸閣學士・待制を帶する者、これを外侍從と謂う。」の規定に從っておく。(24)つまり、肩書としての外侍從を除外すれば、翰林學士、給事中、六尚書・侍郎、及び小侍從たる中書舍人、左右史（起居郎・起居舍人）によって構成されることとなる。そして、先の事例で言うならば京師の職事官で大兩省以上の者、すなわち侍從には「時請對」の權利が與えられたこととなる。さらに前掲史料Ⅲには、蔡京の上言によって翰林學士に尚書六曹・開封府と同じ「先次挑班上殿」の權利が付與されたと記されていた。しかし、實際には淳熙一六年（一一八九）の臣僚の上言に、

侍從の臣は、皆一時の選を極めたるに、既に同對の拘無く、又越職の禁無し。而るに猶お近例を承用し、率ね數月に一たび請對するのみにして、又必ず序を以て進み、殆んど未だ以て論思獻納の義を盡くすに足らず。願うらくは陛下近臣に明詔し、凡そ朝政の闕失・軍國の利害に苟しくも見する所有らば、大なれば則ち請對し、小なれば則ち抗章し、直言して隱す無く、皆時を須むる無かれ。（中略）之に從う。（『宋會要』儀制六―三〇）

と見られるように、數月に一度請對、また順序に拘束されると述べられるように、尚書六曹・開封府・臺諫と同じ權限を有する存在であったとは考え難い。このことを實證するかの如く、紹興八年（一一三八）一〇月一三日の詔には、「閤門に詔す、今後應ゆる從官の上殿は、臺諫に次いで面對官の上に在りて引せしめよ。」（『宋會要』儀制六―二三）とあり、臺諫、侍從、面對（＝轉對）官の順に、對の優先順位があったことが確認される。

以上のような發言權という視點を進めて行くと、元祐時代の垂簾聽政期に出された蘇轍の發言が思い起こされる。すなわち、通常時においては（上）――宰執の朝夕の奏事、（下）――臺諫の代わる代わるの進見、（内）――兩省・侍從・

諸司官長の上奏、（外）――監司・郡守・走馬承受の辭見の際の上奏といった四つのグループの上殿奏事が盛んになされたが、現在の垂簾聽政期においては對を許されるのは前の二つのみであるというものであり（『長編』巻四四八）、宰執・臺諫の權限上の優位さが指摘されていた。

さらに、このことを對の手續面から再確認してみよう。已に拙稿で述べたことではあるが、當時の內外の官僚の多くに上殿奏事の權利が與えられていたが、その權限は一様ではなく、三つのグループに分別された。卽ち、上奏して朝旨による許可を待たなければならない官僚、直接閤門司に牒して請對出來る官僚、先次に上殿できる官僚である。そして、この時期、權力を握った宰執・臺諫は最後のグループに位置するものであった。このように、對の權限を背景に宰執・臺諫の政治權力が形成されていたのである。(25)

以上、種々の對の機能を見てきたが、この制度から窺える政治構造上の官僚の位置附けを試みてみよう。中書門下（元豐官制改革後は三省）と樞密院は、宰執として百官を統括し、皇帝を補佐する機構であるため、第一に位置する存在であった。その優位さは、「臣僚の上殿は、留身奏事するを得ざらしむ。宰臣は、執政官の曲謝及び職を解くを乞うに非ざれば、聽す。」とした閤門の見行條法や、「詔す、今より執政官、留身奏事するを許すこと、宰臣の例の如くせよ。」との詔（『建炎以來繫年要錄』巻六七、六八）に見える通り、「留身奏事」、卽ち一人殘って皇帝に上奏できる特權に表われている。宰相の獨對の事例が史料中にしばしば見られるのは、このことを反映するものであろう。次に三司・開封府という財政・首都を司る行政官廳、及び主な職掌として「言事」（＝政事批判）を擔當する臺諫が「先次挑班上殿」の權限を有することにより第二のグループを形成する。さらにこのほか、審刑院など主要な行政官廳もここに加わる。しかし、三司、開封府、或は審刑院などは、何れも特定の職務を掌る官廳であり、上奏內容もそれぞれの專門領域に限定されたと推定される。なお、元豐官制改革後は、三省六部體制の復活によって、三司、審刑院等の役所が廢止されたため、尙書六曹がこの

位置を占めることとなる。一方、後者の臺諫は「言事」の職務に表われるように、上奏内容は多岐にわたり、その機能が十分發揮された際には宰執と相拮抗する勢力となった。從って、對の機能を見る限り、同じ第二グループといっても尙書六曹より上位に位置していたと考えられる。この下に、「時請對」の權限を有する第三グループが位置する。ここには、第二グループに包含された尙書六曹の尙書・侍郎を除外した侍從層、卽ち翰林學士・給事中・中書舍人といった官僚層が含まれる。彼らは對という機能においては弱體ではあるが、詔敕の起草、封還詞頭、封駁といった機能を通じて、別の面で政策決定に大きく關わる官僚層であった。この後に來るのが、諸々の上殿奏事の權限を有する官であり、中央百司の轉對官、辭・見の際などに對の機會をもった監司・知州などの官僚層が位置する。以上が對を通じて明らかとなった、外朝を中心とした官僚構成である。さらに內朝・經筵と別の政治空閒において皇帝との對を許される、內侍・經筵官といった存在も浮び上がってくるが、これらは政治の裏側とも言うべき處に位置し、かつ正規の政策決定ルートに對し閒接的な形で關わる存在であり、別の觀點から改めて考察を進めるべきであろう。

四　小　結

以上、對と議を手掛りに宋代の政治構造を探ってきたが、いわば政策の立案・審議・施行過程の中心に位置した三省の外側にあって、政策の審議・修正を行う裝置こそ對と議であり、そして、その裝置において重要な役割を果たしたのが臺諫であり、侍從であったと概括することができる。

このように、極めて巧妙に作られた制度ではあったが、朱熹はその內の對について批判的な意見を提出している。すなわち、對の時閒自體が短いことに加え、文書を懷に入れたまま內容をかいつまんで話すだけであったこと、机を設け、坐してじっくりと議論が展開された六朝の「對案畫敕」と比較し、立ったまま行われ、問題についてその場で屬官を加えた討議が行われることもなく、當該部署に送られて檢討に多大な時閒を浪費するだけであったと論じている（『朱子語類』卷一

二八、第二五條)。この評價をどう解釋すべきであろうか。確かに、朱熹の指摘自體は對の有している制度的問題點を見事に突いたものではあるが、なにかしら南宋という時代狀況を反映した表現となっているように感じられてならない。そこで、彼の活躍した時代とも重なる南宋の專權宰相秦檜の時代について觸れ、今一度この制度の特質を考えておきたい。なお、秦檜政權については寺地遵氏に詳細な研究があり、多くの成果が發表されている。(26) その成果の一つに中央から地方まで二百數十名から三百名未滿にも及ぶといわれる秦檜の人脈を檢討し、秦檜の專權のあり方が官僚機構の人的占據狀況であったと位置附けられたことが擧げられる。その際、權力の中核となったのは尙書・侍郎の實務官僚層と、人事管理を擔う臺諫層であったとされる。

ここでは、氏の論點を踏まえつつも、呂中『宋中興大事記』の「正言兼讀書」「復令百官輪對」「再敍給舍」の記事を手掛りとして、秦檜の政治空閒の占據狀況とも言うべき事實を見ておきたい。

①人君の起居動息の地は、內朝と曰い、外朝と曰い、經筵と曰う三者のみ。(秦)檜既に內侍及び醫師王繼先と結び、上の微旨を內朝に闖う。執政・臺諫、皆私人を用うれば、則ち又以て外朝に彌縫する有り。獨り經筵の地のみ、乃ち人主親ら儒生を近づけるの時なるに、檜又それその閒に浸潤する所あるを慮る。是に於いて言路に除せし者、必ず經筵に與らしめ以て人主の動息・講官の進說を察せしむ。甚きはその子熺を以て侍讀を兼ねしめ、一以てその私を行うのみ。

②國朝の故事、百官五日に一たび輪對す。秦檜當國より、人言を聞くを惡む。是に於いて對に當たる者多く疾に托して上らずして、言路絕てり。(紹興)十七年に至りて、詔す、對に當たりて告に在る者、疾愈ゆるの日を俟ちて上殿せしむと。然るに對する所の者、大理寺官十餘人の姑(しばら)く故事に循うに過ぎざるのみ。

③國朝三省に分制し、中書旨を取り、門下審覆し、尙書奏行す。中書に在りては、則ち舍人以て分繳するを得、門下に在りては、則ち給事中以て論駁するを得たり。講和の後、事を用いる者專ら私意に任せ、成法を廢棄し、詔旨重頒し、敕箚隨降するに、但だ已に行せる事を書押するのみ。故に舍人除せざること十年、給事中除せざること七年、甚

だ祖宗省を分かち官を設くるの意に非ず。

①では皇帝の活動する場所として内朝・外朝・經筵の三つが擧げられ、秦檜は内侍及び醫師王繼先と結び附くことによって内朝を、執政・臺諫に私人を登用することによって外朝を把握したこと、經筵の場においては言路の官、具體的には臺諫を經筵官に登用し、また息子の秦熺を用いることによって經筵の場まで支配しようとしたと述べられている。ちなみに新法政策の推進者である王安石は、常に一、二人の腹心を經筵に配置し、奏對を防察させた（『長編』卷二一五・熙寧三年九月癸巳の條、『司馬光日記』に依據）、或は息子の王雱を經筵官に任じたところ、神宗は彼を通じて機密事項を王安石に傳えた（『長編』卷二二六・熙寧四年八月己卯の條所引『林希野史』）と記されており、權力者が經筵の場にも腐心した様子が窺える。なお、御史中丞が經筵官を兼任すること自體は慣例となっており、これは慶曆二年（一〇四二）二月、仁宗が賈昌朝を任命したことに始まるとされる（『長編』卷一三五）。②は轉對の制度について、秦檜は人の意見を聞くのをにくみ、對の順番に當たるものも病氣にかこつけ上言せず、言事機能が十分機能していなかったこと、そして精々轉對を行うものは大理寺官十餘人ばかりであったと述べられる。なお、高宗朝は視朝の日ごとに轉對が行われた時期であり、『建炎以來繫年要錄』から二百三十程の轉對（面對）の記錄を收集できる。このうち、四割弱を占めたのが大理卿・少卿・正・丞・司直・評事主簿からなる大理寺官であり、同一人物が數度にわたって登場することが多いのが特徴的である。③は秦檜專權下において給事中・中書舍人が空位であったと述べられる。なお翰林學士も紹興一七年（一一四七）三月～二五年（一一五五）一二月まで空位であり、當然ながらこの閒、封還詞頭、封駁といった異議申立の機能も作用しなかったし、詔敕の起草についてもただ已に決まったことを書押するだけであったと述べられる。なお、この閒、直舍人院、直學士院が詔敕起草の實務を行っている。

また、寺地氏によれば、秦檜專權體制は、紹興一二年の和議成立を契機に、一八年頃に出現したと言われるが、管見の限り、秦檜の專權化の進行とともに侍從・臺諫の議を確認することができなくなる。或は③に見える侍從官の空位と關係

があるかもしれない。

要するに、對と議といった手段を有效に機能させれば、侍從・臺諫といった官僚機構が活性化し、逆に、この侍從・臺諫の人脈、或はその活動裝置たる對と議を骨拔きにすれば、專權宰相秦檜に見られた政治權力の壟斷が實現するのである。まさに、宮崎市定氏が「宋代の士風」と概括された臺諫を中心とした士大夫の活潑な言論活動は、前者の條件下において初めて實現したものなのである。[27] 從って、先に見た朱熹の發言も、對の制度が形骸化した南宋時代の狀況を踏まえたものではなかったかと推察される。事實、こうした時代的變化を反映するかの如く、北宋末より、內廷から直接降される御筆、手詔が橫行し、正規の文書システムが崩壞したと言われている。[28] 今後は、こうした時代的變化にも目を向け、改めて宋代の政治構造に取り組んでみたい。

註

（1）渡邊信一郎「中國古代專制國家論」（『比較國制史研究序說——文明化と近代化——』、柏書房、一九九二年參照。

（2）永田英正「漢代の集議について」（『東方學報』四三、一九七二年）、中村圭爾「南朝の議について——宋・齊代を中心に——」（『人文研究』四〇—一〇、一九八八年）、金子修一「南朝期の上奏文の一形態について——『宋書』禮儀志を史料として——」（『東洋文化』六〇、一九八〇年）、中村裕一『唐代制敕研究』（汲古書院、一九九一年）附節Ⅲ「「議」の文書的考察」、謝元魯『唐代中央政權決策研究』（文津出版社、一九九二年）、松本保宣「唐代後半期における延英殿の機能について」（『立命館文學』五一六、一九九〇年）、袁剛「延英奏對制度初探」（『北京大學學報哲學社會科學版』一九八九—五）等參照。

（3）宮崎市定「宋代官制序說——宋史職官志を如何に讀むべきか——」（『宋史職官志索引』所收、一九六三年）。

（4）「宋代の言路官について」（『史學雜誌』一〇一—六、一九九二年）、「宋代の垂簾聽政について」（『中國の傳統社會と家族』、汲古書院、一九九三年）、「宋代の對について」（平成四年度科學研究費研究成果報告書『東アジアの傳統社會における指導者像の比較研究』、一九九三年）。本文所揭の圖三は以上の拙稿に基くものである。

（5）對金戰時下の百官の議は『長編紀事本末』卷一四五、靖康元年一一月己巳の條。兩制の議の事例は、『長編』卷一九六・嘉祐七年正月乙亥の條、卷二〇二・治平元年八月丁巳の

條、卷二四〇・熙寧五年一一月戊辰の條など、給舍の議の事例は『建炎以來繫年要錄』卷一八二・紹興二九年閏六月辛未、卷一九〇・紹興三一年五月甲申の條など。

(6) 濮議については小林義廣「濮議」小考」(『東海大學紀要文學部』五四、一九九〇年)、郊祀については小島毅「郊祀制度の變遷」(『東洋文化研究所紀要』一〇八、一九八九年)、元祐の科擧・學校の議については拙稿「元祐時代の政治について——選擧論を手掛りにして——」(『宋代の知識人』、汲古書院、一九九三年)參照。

(7) 禮制の議の事例として、「(嘉祐三年四月)初、翰林學士歐陽脩言神御非人臣私家所宜有、若援廣親宅例、當得興置、則是沿襲非禮之禮。詔送兩制及臺諫・禮官詳定。」(『長編』卷一八七)、「(治平元年正月)初、禮院奏乞與兩制同議仁宗當配何祭。(中略)翰林學士王珪等議、……知制誥錢公輔議、……。於是、又詔臺諫及講讀官與兩制・禮院再詳定以聞。御史中丞王疇以爲、……。知諫院司馬光・呂誨議、……。觀文殿學士・翰林侍讀學士孫抃等奏、……。詔從抃等議。」(『長編』卷二〇〇)、「(紹興元年五月)侍從・臺諫集議隆祐皇太后謚曰昭慈獻烈。後三日、詔恭依。」(『建炎以來繫年要錄』卷四四)など。科擧・學校の議の事例として「(慶曆四年三月)詔近臣議。於是翰林學士宋祁、御史中丞王拱辰、知制誥張方平・歐陽脩、殿中侍御史梅摯、天章閣侍講曾公亮・王洙、右正言孫甫、監察御史劉湜等合奏曰、(以下略)」(『長編』卷一四七)、「神宗熙寧二年、議更貢擧法、罷詩賦明經諸科、以經義論策試進士。(中略)詔兩制・兩省・待制以上・御史・三司・三館議之。」(『文獻通考』卷三一)、「(元祐元年閏二月)詔禮部與兩省・學士・待制・御史臺・國子監司業集議聞奏。」(『宋會要』選擧三—四九)、「(元祐三年九月)詔尚書・侍郎・學士・待制・兩省・御史臺官・國子監長貳、詳議殿試用三題法。」(『長編』卷四一四)など。治水問題の議として「(至和二年九月)丁卯。詔、……其令兩制以上・臺諫官與河渠司同詳定開故道修六塔利害以聞。」(『長編』卷一八一)、任子の問題の議として「(至和二年九月)於是中書先請自二府・宣徽・節度使、遇南郊仍舊奏二人、而罷每歲乾元節任子。餘詔兩制・臺諫官定議以聞。」(『長編』卷一八一)、「(紹興七年十月)中書舍人趙思誠入對、論任子之弊、……望特詔侍從官共議所以革弊之術、示之以至公、斷之以必行。翌日、詔侍從官討論申尚書省。會思誠補外、議遂格。」(『建炎以來繫年要錄』卷一一五)、官田問題の議としては「(紹興三十一年三月)初、戶部奏以官田授揀汰使臣。事下兩省・臺諫、既而給事中黃祖舜・中書舍人虞允文・臺諫杜莘老・梁中敏等言、……。」(『建炎以來繫年要錄』卷一八九)、刑法問題の議は「(乾道二年四月戊寅)以久雨、命侍從・臺諫議刑政所宜以聞。」(『宋史』卷三三)、財政問題の議として『建炎以來繫年要錄』卷一八二・紹興二九年閏六月辛未、一八三・一二月辛未の條など。

(8) 『宋史』卷四七二蔡京傳に「初、國制、凡詔令皆中書門下議、而後命學士爲之。至熙寧間、有內降手詔不由中書門下共議、蓋大臣有陰從中而爲之者。至京則又患言者議己、故作御筆密進、而丐徽宗親書以降、謂之御筆手詔、違者以違制坐

之。」、『長編』巻三二三・元豐五年二月癸丑朔の條に「六曹諸司官、非議事不詣都省及過別曹。應立法事、本曹議定、關刑部覆定、干酬賞者送司勳、如無異議、還送本曹、赴都省議、體大者集議、議定上中書省、樞密院事上本院。」と見える。

(9) 『司馬光奏議』（山西人民出版社、一九八六年）巻四〇「乞合兩省爲一箚子」、同内容が『長編』巻四三一に司馬光の遺稿として採錄されている。なお、元豐八年七月、呂公著の上言を受けて「詔應三省合取旨事及臺諫章奏並同進呈施行。」（『長編』巻三五八）との詔が出されている。

(10) 「元祐初、司馬光相、乃請令三省合班奏事、分省治事。自紹聖以後、皆因之。」（『建炎以來朝野雜記』甲集巻一〇、官制一、丞相）。

(11) 宰執が箚子を進呈する事例は、「宰執進呈比部員外郎李泳面對箚子」、「宰執進呈大理評事劉敏求面對箚子」、「宰執進呈大理寺主簿郭淑面對箚子」（『建炎以來繫年要錄』巻一六三、一六六、一六七）など。

(12) 『宋史』巻一一六・禮志一、『玉海』巻七〇、『長編』巻三二〇・元豐四年一一月己酉の條、『宋會要』儀制四―七など參照。

(13) 「（咸平二年七月）丙午、置翰林侍讀學士、以兵部侍郎楊徽之・戶部侍郎夏侯嶠・工部郎中呂文仲爲之。置翰林侍講學士、以國子祭酒邢昺爲之。初、太宗命文仲爲翰林侍讀、寓直禁中、以備顧問、然名秩未崇。上奉承先志、特建此職、擇老儒舊德以充其選、班秩次翰林學士、祿賜如之。設直廬於祕閣、侍讀更直、侍講長上、日給尚食珍膳、夜則迭宿、令監館閣各書籍。中使劉崇超日具當宿官名、於內東門進入。自是多召對詢訪、或至中夕焉。」（『長編』巻四五）。

(14) 崇政殿・延和殿の閲兵の事例は「上御便殿、觀捧日・龍騎・驍騎等軍習戰。」（『長編』巻六八・大中祥符元年二月戊申の條）、「御承明殿、閲試衛士、遷補有差。」（『長編』巻一〇〇・天聖元年二月戊戌の條）など。虜囚の親決は「上御崇政殿、親錄京城繫囚、死罪已下並減一等。」（『長編』巻九七・天禧五年五月乙亥朔の條）など。

(15) 『長編』巻三・建隆三年二月甲午、巻三二・淳化二年一一月丙申、巻四七・咸平三年一一月壬午、巻六二・景德三年四月乙未、巻一〇七・天聖七年三月癸未、巻一〇九・天聖八年九月丙辰、巻一七四・皇祐五年五月甲子、『宋會要』職官六〇―三・治平四年一一月四日、『長編』巻二二六・熙寧四年八月丁卯の條。

(16) 例えば、『宋會要』職官六〇―二、天聖七年二月二四日の詔「宜令御史臺告示百官遇起居日、依舊儀轉對、其餘內外文武臣僚未預轉對者、亦許具章疏實封聞奏。」など。

(17) 『長編』巻一〇九「罷百官轉對。自復轉對、言事者頗衆、大臣不悅也、故復罷之。」、『宋會要』職官六〇―二「御史臺言、先准敕、百官起居日令轉對奏事、今已周遍。詔權罷。」。

(18) 『建炎以來朝野雜記』甲集巻九「百官轉對」。

(19) 司馬光は召對について「陛下每日聽政餘暇、宮中無事之時、特賜召對、與之從容講論古今治體・民間情僞、使各竭其胸臆所有、而陛下更加采擇、是者取之、非者舍之、忠者進之、邪者黜

之。」と述べる（『長編』巻二〇二・治平元年七月丙子の條）。

（20）呂中の言う「小官特引」の内容を特定することは難しいが、『建炎以來繫年要錄』の中には高官の推擧を受けて對が行われ、拔擢されている事例が數多く見られる。一例を示せば、「右從事郎平江軍節度推官趙慶孫特改右承事郎。翰林學士朱震等言、慶孫內行孝友、施於政事、明敏可觀。故引對而有是命。」（『建炎以來繫年要錄』巻一〇六・紹興六年一〇月己亥の條）。

（21）知諫院余靖の上言の一節に、「小人望風希進、無所不至。幸陛下每於事端、抑其奔競。請自今臣僚入對、有輒求恩澤者、令有司劾其罪。」（『長編』巻一五三・慶曆四年一二月癸丑の條）とあり、入對の際にみだりに恩澤を求める者を處罰するよう求めている。

（22）資政殿の對の事例は、『長編』巻二一八・熙寧三年一二月壬申、巻二二一・四年三月戊子、巻二六一・八年三月辛丑の條など。なお「二史直前」について特に觸れなかったが、二史（起居郎・起居舍人）は、宋代においては「本朝、止だ後殿に侍立せしむるのみにて、人主の言動また與聞すること無し。」（『長編』巻二二五）と張琥に述べられるように、當時皇帝の側近くで記錄を取る職掌ではなくなっており、また一般に、上殿奏事を行う官として見なされない存在であった（『建炎以來繫年要錄』巻一八〇・紹興二八年九月甲申の條）。なお起居注については蔡崇榜『宋代修史制度研究』（文津出版社、一九九一年）參照。

（23）三省分班奏事については『長編』巻三二七・元豐五年六月乙卯、七月癸未の條、三省・樞密院同班奏事については『建炎以來繫年要錄』巻七七・紹興六年六月丙戌の條參照。

（24）『宋代官僚制度研究』（同朋舍、一九八五年）六八頁、前掲註(3)所載論文參照。

（25）拙稿「宋代の垂簾聽政について」。

（26）『南宋初期政治史研究』（溪水社、一九八八年）、及び「專制期秦檜勢力の構成と特質」（『中國社會史の諸相』一九八八年）參照。このほか、秦檜と臺諫勢力との結び附きを論じた衣川強「秦檜の講和政策をめぐって」（『東方學報』四五、一九七三年）、秦檜の親戚・友人關係を論じた劉子健「秦檜的親友」（『食貨』一四、第七・八期、一九八四年）などがある。

（27）「宋代の士風」（『アジア史研究』第四所收、同朋舍、一九六四年）。

（28）前掲註(8)所引蔡京傳、及び『建炎以來朝野雜記』乙集巻一一「親筆與御筆內批不同」參照。

Kota State from the latter half of the 18th century according to the contemporary Rajasthani revenue records preserved at the Rajasthan State Archives, Bikaner, India.

New towns evolved generally from very big villages on their way to which created several small villages (*dakhil*) and made most of them independent (*asli*), and continued the same process even some time after their formation. Most of these towns were commercial and / or industrial in their character.

On the other hand, market towns (or villages) were either established very near an old town by *patels* (village headmen), merchants or the state by acquiring lands from its neighbouring villages, or they developed from a small village that was attached to an old town.

Thus the formation of new towns and market towns (or villages) denotes clearly that old towns of Kota region had already attained the peak of their commercial and / or industrial activity around the middle part of the 18th century and had no capacity of further development within their existing framework of economic and social organisation. However, it seems that up to the middle part of the 19th century, the activity of establishing new villages had almost stopped, and they had to adopt some new methods of agricultural and industrial production to realize further the economic development of this region.

The economic and social structure of towns and market towns (villages) not discussed here is left as a topic to be studied later.

A PRELIMINARY ESSAY ON POLITICAL STRUCTURE IN SUNG CHINA—TAKING YI 議 AND DUI 對 AS CLUES—

HIRATA Shigeki

This article analyzes yi and dui which played important roles in decision of policies and existed outside the process from design to enforcement of policies, carried out in three departments, that is, Department of Secretariat (中書省 Zhong Shu Sheng), of Chancellery (門下省 Men Xia

Sheng), and of State Affairs (尚書省 Shang Shu Sheng), aiming to make clear a political structure of the Sung Dynasty. Results are as follows:

1) Yi contained three forms, ——first, yi of all officials, at which all officials discussed grave matters of the State, second, yi of the Department of State Affairs and of state councilors (宰執 Zai Zhi), held constantly in the process of designing policies, and third, yi of attendants (侍從 Shi Cong) and censors and remonstrators (臺諫 Tai Jian), held according to circumstances mainly for matters on ritual regulations. The latter played an important role in discussing policies and appeared frequently in sources above all.

2) Dui, the system of shang dian zou shi 上殿奏事, played a part to connect the emperor with officials directly and broadly, taking various forms——zhuandui 轉對, zhaodui 召對, rudui 入對, yindui 引對, and so on. When we look at the right to speak to the emperor, making the dui as a clue, a superiority of state councilors and censors and remonstrators was remarkable, and when this function ran well, an influence of censors and remonstrators could be a match for that of state councilors.

3) The politics of the Sung Dynasty were operated by the three-poles-structure, constructed of the emperor, who had the supreme power to propose and decide the will of the State, and state councilors, who planned the policies, and attendants and censors and remonstrators, who discussed and amended the policies.

As cleared in (1) and (2), attendants and censors and remonstrators had the political power in the yi and dui systems, so they occupied one of the three poles in this structure.

COMMERCE AND MARKETS IN THE FORMER AND THE LATER HAN PERIODS

KAMIYA Masakazu

In the first half of the Former Han, commerce was vital owing to activities of rich traders and big merchants (Fushang dagu 富商大賈) who